

厚生労働省における花粉症対策に関する取組

発症・曝露対策 「花粉症の治療」に関する取組

資料5

- 「全体像」に基づき、花粉症の治療に関する医療従事者・一般国民に対する情報提供、舌下免疫療法の治療薬の増産の取組等を行ってきたところであり、引き続き、取組を推進していく。

これまでの主な取組

- 対症療法では治療効果が乏しい患者に対しては、患者の意向も踏まえ、**アレルギー免疫療法の実施の検討を医師等に促す事務連絡を発出**。
- アレルギー免疫療法の一つである**舌下免疫療法で用いられる治療薬について、製造販売企業に対して増産を要請**。
※林野庁から、森林組合等への協力要請も実施
- アレルギー免疫療法について、治療を必要とする患者が適切な時期に医療機関を受診できるよう、**花粉症対策の政府広報（特集ページ・提供ラジオ番組）、SNSを通じた情報提供を実施**。



政府広報の特集ページ



政府広報提供のラジオ番組

今後の集中的に実施すべき対応

特に、以下の取組を重点的に推進していく。

- 花粉飛散時期の前に、関係学会と連携して診療ガイドラインを改訂。
- **舌下免疫療法治療薬について、まずは2025年からの倍増（25万人分→50万人分）に向け、森林組合等の協力による原料の確保や増産体制の構築等の取組**を引き続き推進。
※「全体像」では、今後5年以内に、現在の25万人分から100万人分へと増産としている
- 花粉飛散時期の前に、**飛散開始に合わせた早めの対症療法の開始が有効であることを周知**。
- 患者の状況等に合わせて医師の判断により行う、**長期処方**や令和4年度診療報酬改定で導入された**リフィル処方**について、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、**活用を積極的に促進**。